

第83回（平成30年12月17日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第83回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって、について事務局から説明をお願いします。

○池田企画官 それでは、議題1「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」について、資料1に基づき説明申し上げます。

まず、本文書の趣旨について説明申し上げます。

個人情報保護委員会は、平成26年1月1日の特定個人情報保護委員会の発足後、今月末をもって満5年が経過することとなります。この間、平成28年1月1日に特定個人情報保護委員会を改組して個人情報保護委員会が設置されました。また、改正個人情報保護法が全面施行されました平成29年5月30日以降は、改正前の個人情報保護法では各主務大臣が有していた監督権限が、当委員会に一元化されました。これまで、当委員会では、個人情報保護法について、円滑な施行に取り組むとともに、法の規定に基づき監督を行い、併せて国際協力、広報・啓発、相談業務等にも取り組んできたところでございます。

今回、特定個人情報保護委員会発足時から委員長、委員を務めていただいた、堀部委員長、阿部委員、手塚委員がご退任されることとなります。

本日お諮りします文書は、この第一期目の終了に際し、これまで5年間の経緯を踏まえ、現下の状況を基に主な論点をとりまとめ、次期委員会への申し送りとしてはいかがだろうかということで作成したものでございます。本文書自体は、何かを決定するなどの法的な性格を持つものではございませんが、御議論いただいた上で、公表されることを念頭に作成したものでございます。

また、今申し上げましたような本文書の性格も踏まえ、論点を箇条書きした形でまとめさせていただきました。

内容については、これまでの委員会でのご審議内容、委員長・委員の御発言等を振り返りつつ、取りまとめさせていただいたところでございます。

それでは、内容について、説明申し上げます。

構成といたしまして、「1. 発足時の課題認識と5年間の歩み」、「2. 注目される状況の変化等」、「3. 当委員会として注目されるポイント」としております。

まず、「1. 発足時の課題認識と5年間の歩み」。「独立行政委員会への監督権限一元化の意義を踏まえつつ、保護と適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した法の執行」としまして、一元的なルール整備と情報発信、パーソナルデータの活用の推進、名簿屋等の懸案への対応、国際協調の推進としております。

「2. 注目される状況の変化等」。「国際的な課題の共有、制度調和に関する議論の進

展」としまして、日EU相互認証の進展、デジタルデータのフリーフロー等を巡る議論、AI・プラットフォームを巡る国際的な課題認識の広がり等としております。「急激な技術の進展に伴う便益の向上とリスクの拡大」としまして、SNSにおけるリスクの顕在化、漏えい被害の拡大、AIやターゲティング広告技術の進化等、個人情報を高度に活用したシステム・サービスの急速な実用化としております。「データに対する規制の多様化」としまして、GDPR等データに係る立法の動きの広がり、データローカライゼーション・ガバナメントアクセス等の管理的規制の出現としております。

続きまして、「3. 当委員会として注目されるポイント」。個人データに関する個人の権利の在り方（開示、利用停止・削除等の検証等）、漏えい報告の在り方、個人情報保護のための事業者における取組を促す仕組みの在り方、データ利活用に関する施策の在り方、ペナルティの在り方、法の域外適用の在り方、国際的調和への取組と越境移転の在り方としております。

説明は以上でございます。

なお、本資料の公表については、委員会のホームページへ掲載するとともに、記者発表も併せて行いたいと考えているところでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

このような議題でありますので、各委員から御発言いただきたいと思っております。

それでは、阿部委員からお願いします。

○阿部委員 御指名ありがとうございます。委員会が発足した当時から委員に就任させていただきまして、それから丸5年ということで、いささか感慨をもって今日は臨んでおります。当委員会は今日に至って幅広い大きな権限を持つようになり、国全体、そして国際関係まで含めて個人情報保護に取り組むこととなったわけでございます。これまで、堀部委員長が情報公開や個人情報保護については日本の権威として全国の地方自治体の御指導にもあたってこられました。地方自治体関係者は、先行して、情報公開、個人情報保護に取り組んできたところですが、今日このように国の取組が充実してきたことを考えると、私も地方自治体の関係者として、感慨深いものがあります。その後、情報化が進んで大手IT企業が国際社会で活躍するようなことになり、時代が変化してきました。今後ますます重要な分野になってくると思っております。そういう中で、マイナンバー制度が日本国内で導入されるということで、導入に当たっては様々な困難がありましたが、国民からの信頼を得たシステムとして定着してきました。安全管理のための特定個人情報保護評価書について細かく検討してきた思い出がありますが、それが信頼の基になっていると思っております。委員会が拡大し、担当する分野が広がる上で、マイナンバーの執行で培った信頼が、しっかりした基礎となったと理解しております。

個人情報保護に限ってこれからも大きな役割を当委員会は果たしていかなければならないわけですが、私の方からは、これからの課題としましては、そういうシステム

がきちんと国民の中に定着していくことが非常に重要であると思います。それを進めていく前提といたしまして、それぞれの個人情報を取り扱う事業者、政府機関も企業もそれぞれきちんと誠意をもって取り組んで下さることが非常に大事でありまして、最終的には人権問題になっていきますので、そういった誠意をもった対応を国あるいは国際社会で行っていくことが重要だと考えます。そのためには、自分達のところで取り扱った情報が、意識的に漏らすことはとんでもないことですが、過失で漏れてしまった、あるいは技術的に不足があって漏らすというような場合もあるわけですが、いずれにしましても、漏れてしまった場合は拡散していきますから、個人情報の漏えいということに対して、もっともっと神経質になっていく必要があると思います。国際社会でも、自分のところで保管している個人情報の漏えいについては、自ら積極的に報告・公開をするというようなことが重要でありまして、それをまた政府も義務付けていくという流れにあると思います。日本の制度としては、やや遠慮気味に、努力目標として報告してもらおうということで取り組んできたのですけれども、しかしやはり、それを数字として統計的に信頼性のあるものとして今後記録を残していくことも必要なので、報告を義務付けていく必要があるのではないかと考えます。情報の漏えいについては、漏えい事案があった場合に、当委員会に対して報告をするということを今後義務付け、それをまた国民が理解して受け入れていく、積極的にそれに対応していくという流れが、今後の安全管理でも重要で、国際関係においても非常に重要であると思うので、その辺のところを今後の課題としていかれると、これまで皆様と一緒にやってきたことの意味があると思います。

後、もう一点、当委員会と地方公共団体との関係ですが、地方公共団体が全国 1800 ほどの団体でそれぞれ独自の制度を持っています。

マイナンバーの情報連携における一例としては、マイナンバーの情報連携で地方公共団体の独自利用事務を情報連携に取り入れて制度化していますが、地方公共団体がきちんと仕事をしていく上では非常に大事なことですので、是非ともこういう点についてご配慮願いたいと思います。一方、特定個人情報保護評価については、是非良い方の例に倣っていただけるよう、かなり厳しくしていただいていると思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 御指名ありがとうございます。私からは、私自身が関わってきた国際的的制度調和への取組についてお話しさせていただきたいと思っています。これまで、委員会として、プライバシー・個人情報保護に係るグローバルなネットワークの構築・強化に取り組んできたわけですが、例えば今年の1年を見ても、委員会として、延べ30か国に60名で、委員長、委員及び事務局職員で出張してきました。この結果、外国の執行当局とはもちろんのこと、国外のシンクタンクや業界団体等とのコネクションも構築されまして、当局間の執行協力等にとどまらず、例えば11月に開催したGDPRセミナーのように具体的に幅広く連携することも増えてきました。私自身、先々週出席したAPPAの

会議で、「クロスボーダー・データフロー」というテーマのセッションがございまして、そこで委員会からも参加をしております。さらに、各国の関係者と意見交換を色々したわけですが、海外のプライバシー関係者の我が国及び当委員会に寄せる期待がますます高まっていることを実感しております。この期待に委員会としてしっかりと応えていくことが必要なのではないかと考えています。例えば、10月のデータ保護プライバシー・コミッショナー国際会議では、AI時代に対応するための常設のワーキンググループの設置が決議されました。当委員会もこれに積極的に関わっていく予定であります。一方、先ほどもありましたが、改正法の議論時と比べまして、一部の国におけるデータローカライゼーションや、ガバメントアクセスの動きが顕著になっているのも事実であります。こうした中で、我が国がリードしつつ、自由、民主主義、人権尊重、法の支配といった共通の理念や価値観を持った国々としてしっかりと連携・調和していくことが重要であり、しっかりとそれに今後も取り組んでいくということだと思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 ありがとうございます。確かに、私もこの委員会に関わって4年という時がたったのかと、大変感慨深い思いがあります。

私は企業の中では個人情報を集めて使う方の立場でございましたので、その視点から、この5年の委員会の振り返りをしたいと思っております。

個人情報保護は、とかく、利活用をする立場からは負担として受け止められがちですが、信頼を得ていく上で、むしろ重要です。そういう視点を、例えば企業においても、個人情報保護法を担当する部門にとどまらず、活用を実際に行う会社全体に広げていくことが大事です。そのためには、これからも国民の理解を高めることに注力していかなければならないと考えております。今日特に申し上げたいのは、個人情報保護法に限って言いますと、この改正の時点で、個人情報を保護することと、個人データ利活用という、一見すると矛盾するこの二つのことを、この法律によって実現しなければいけないということでした。当初は、匿名加工情報という考え方をどのように実際の現場で使っていくのかということとは、委員会の中でも、活発な議論が行われていましたし、実際にデータを使う企業への様々なヒアリングも頻繁に行ってきました。そして、匿名加工情報制度というものが法律の中に組み入れられて、それを広く理解していただくために、ガイドラインや、あるいは事務局レポートを作って、とにかくフレームをきちんと理解していただくことに、この委員会としては努めてきたのではないかと考えております。

事務局によれば、この匿名加工情報を活用している例は300件以上ということで、これを少ないと見るか多いと見るかというのは、議論が分かれるところではございますけれども、私はこの委員会の活動を通じて、かなり、匿名加工情報制度とは何ぞやというフレームワークをきちんと伝えてきたことによって、こういった300件という数字が出てきたのではないかと思います。

データ利活用は、昨今、世界の注目を集め、日本においても大変重要なテーマでございますので、今後、この制度そのものがどのように活用されていくのか、今もホームページを通じて実例等も紹介されていますけれども、施行後の状況については、もっと実態をよく調べていくことが必要です。そこから今後見直しすべき点も生まれてくると考えます。

また、必要とあれば、企業はかなり色々な工夫をしてデータの収集、活用をしていると思いますので、その辺の実態も、きちんと情報収集していきたいと考えております。データの利活用は国の強みに直接つながっていくものでございますので、個人情報保護というのは、もちろん一番重要ではございますけれども、それと同時に、この委員会としても注目していかなければいけないテーマだというふうに考えております。

それから、もう一つ、先ほど熊澤委員からのお話があったように、今年1年間で延べ30か国60名のペースで、出張して、各国データ機関との関係作りを行ったとのこと。一方では、個人情報保護法の改正を待っていたかのように、海外企業の様々な事案が起きまして、対応しなければならない局面になってまいりました。その時に、改正法で、域外適用の規定とか外国執行当局との協力規定というものがきちっと謳われておりましたし、それにすぐ対応できたというのは、大きな意義だったのではないかと思います。

また、海外事業者から約30件の漏えい報告を受けているということでございましたけれども、再発防止策や見直しを求めるなど、色々と要求をしていくときにも、海外規制当局と連携できたのは、委員をはじめ、当事務局のコネクション作りが非常に大きかったのではないかと思います。

10月には、フェイスブックに対し行政指導を行いました。こういった社会が大きな関心を持つ影響の大きな事案に対し、その期待に応えてしっかりと対応することは大事であると思います。

今後、ますます、日本の企業だけでなく、海外企業からの漏えいの案件は増える傾向にあると思いますので、外国当局との執行連携というものを更に進めていただいて、海外事業者に対する執行態勢の強化を図って、これからもより速やかな対応に一層努めていくべきだと考えております。

私からは以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 まず、私は「特定」というフレーズが取れた後に当委員会の委員になりまして、消費者保護の分野の委員として務めてまいりました。本日の議題は、「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」という議題ですので、特に2点申し上げようと思います。

一点目はですね、個人情報を含めた個人データに関する個人の権利の在り方についてということです。委員会発足時に課題だった名簿屋対策では届出等の法改正もありますし、当委員会の積極的な取組によって、一定の成果が得られて、また、データを保有する事業

者に対する開示請求や、その他改正法で規定された事項について、当委員会は積極的に取り組んできたというふうに自負をしております。

その上で、今後のこととなりますが、社会全体が今まさにデジタル時代の変化の渦中にあるわけで、個人データに関する個人の権利の在り方については、社会的にも非常に関心が高いというところであると思います。個人の権利行使の場面としては、開示・利用停止・削除等があるわけですが、例えば、利用停止についてみてみれば、現行は一定の制約があるわけですが、この一定の制約が、個人の権利の在り方という観点から妥当かという点については、今後、真摯な検証が必須であると思っております。

もう一点は、ペナルティの在り方についてです。これも非常に注目されていますが、改正法施行後、委員会が指導を行った事業者は、その指導に概ね適切に従っていただいているものと承知をしております。ただ、海外では、重い罰則、課徴金を法律上課す制度としていることとしており、そのことについてマスコミでも大きく取り上げられてきたこともまた事実であります。そのような中、今後、日本はどのようにするのかについては、日本の法体系、法律の体系ですね、それから実効性そういうもの等様々な要素を考慮して真摯に検討することが必要と考えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

本日御欠席の委員からも御意見を頂いていると聞いておりますので、其田事務局長から紹介をお願いします。

○其田事務局長 今日御欠席の4名の非常勤委員の方々からコメント、御意見を頂戴してございますので読ませていただきます。まず、手塚委員から「AI、IoT等データを取り巻く技術の進歩が著しい。過度な規制がイノベーションの阻害となってはならないが、一方で、個人の権利利益がなおざりにならないよう、技術の進展も引き続きしっかりフォローして欲しい」、次に加藤委員から「5年間の成果として、EUとの相互認証がまもなく発効する。また、APECメンバーエコノミーと協力してCBPRも進めてきた。国際協力が進められたのは委員会が設置されたからだと考えられる。今後、個人データの越境移転について、国際的的制度調和を図り、個人データをしっかり保護しつつ、その中で自由な流通を確保していくため、取り組んでいく必要があると思う」、次に大滝委員からです。

「我が国の企業は、一般にコンプライアンス意識が高く、この長所を活かしていくことが重要だと考える。個人情報保護法には、認定個人情報保護団体制度もあるが、他に、CPO (Chief Privacy Officer)、DPO (Data Protection Officer) あるいはPIA (Privacy Impact Assessment) といった、事業者側の取組を促す仕組みを活かしていくことも考えられるのではないか」という御意見でございます。最後に宮井委員からです。「情報銀行等、本人の同意を前提とし、適法な形で個人情報を活用する取組が進められることを歓迎する。一方で、『いいね！』ボタンの件のように、本人の知らない間に、ということは問題だと思う。今後とも個人情報をしっかり保護しつつ、利活用を進めていけるよう、きちんと見ていくことが重要だと考える」との御意見を頂戴しております。

○堀部委員長 ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

それでは私からも意見も申し上げたいと思います。

三条委員会を作ることは日本では大変なことです。関係者の理解と努力で、2016年1月1日に特定個人情報保護委員会が発足し、その委員長を拝命しましたが、今まで研究者として主張してきたことを自ら実践していかなければならないという非常に大きな課題がありました。その中で課題をスムーズに解決し、大きな成果を上げることができたのは、委員の皆様や事務局職員の皆様、特に其田事務局長の卓越したリーダーシップのもと、事務局が一丸となって取り組んできたおかげであり、改めて感謝申し上げたいと思います。

国内的には、2017年5月30日に改正個人情報保護法が施行され、個人情報保護行政及び監督を一元的に担う独立機関として、権限を適切に行使するために事務局と様々な議論をしてきました。特定個人情報のみならず、個人情報の分野においても監視監督権限を行使できるようになったことにより、個人情報保護委員会は大きく飛躍しました。

また国際的には、私がかねてより提唱していた「プライバシー外交」を進めることができました。以前から、データ保護機関の間では、Enforcement Cooperation（執行協力）が大きな課題となっておりましたが、個人情報保護委員会の発足により十分に対応できるようになりました。昨年9月には、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の正式メンバーとなり、委員長として、オープンセッションにおけるスピーチをしましたが、我々、個人情報保護委員会に対する、各国の期待は非常に大きいと実感しました。また、EUとの協力対話の中で、相互認証がまもなく発効するということまで来たことは非常に大きな意義があると思います。

今後も、国際的な協力対話の中で多くの決議や宣言をまとめることとなりますので、当委員会としても積極的に参加する必要があります。今後を期待したいと思います。

OECDで1980年にプライバシーガイドラインが採択され、その後国内での法制の様々な議論がなされてきましたが、私は、行政機関個人情報保護法を含め、我が国の全ての個人情報保護法制の検討に関わってきました。その経験からみてもプライバシー・個人情報保護の分野は、無限の広がりとおもった問題であります。今後も、何が重要であるかをその時その時に見極めて、委員会として対応していただくことが重要と思います。改正個人情報保護法には3年ごとの見直し規定があり、個人情報を取り巻く状況や今後の課題について考えていかなければなりません。委員会に寄せられる内外からの期待は非常に大きいものであります。嶋田委員長をはじめとする、第二期の委員会では、委員会として内外からの期待に応えていただかなければなりません。私も、委員会の外から応援していきたいと思っています。改めて、委員の皆様、事務局の皆様に感謝申し上げます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、事務局説明どおり委員会のホームページで公表等したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会は、現在調整中であるため、決まり次第、改めて御連絡を差し上げます。

本日の資料は、ただいま御決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございました。